

平成22年度ボランティア活動支援事業実施要綱

財団法人 北海道地域活動振興協会

平成22年度ボランティア活動支援事業の助成金の交付については、この要綱の定めるところによる。

1 目的

この事業は、「北海道ボランティア基金」の運用益を活用し、みんなが幸せに暮らせる地域社会を支えるボランティア活動に対し、予算の範囲内で助成することによって、本道のボランティア活動の振興を図ることを目的とする。

2 対象分野

この事業の対象となるボランティア活動の分野は、次のとおりとする。

- (1) 福祉や保健、医療の増進
- (2) 社会教育の推進
- (3) まちづくりの推進
- (4) 文化、芸術、スポーツの振興
- (5) 環境の保全
- (6) 国際協力の推進
- (7) 子供の健全育成

3 対象団体等

この事業の対象となる団体は、自主的なボランティア活動を1年以上継続して実践している団体とする。ただし、営利や政治、宗教を目的とする団体は除く。

また、過去に助成を受けた団体で、事業実施報告書等未提出の団体は対象としない。

4 助成対象事業

この事業の助成対象となる事業は、この要綱による助成の有無にかかわらず実施するものであって、団体内部の業務・事業を除くものとし、かつ次の各号のすべてに該当しなければならない。

- (1) 申請事業に公益性があると認められるもの
- (2) 申請事業が地域に密着していると認められるもの
- (3) 申請事業に収益性がないと認められるもの

5 助成対象経費

この事業の対象経費は、ボランティア活動に要する費用とする。ただし、次の経費は除く。

- (1) 備品購入費
- (2) 人件費（謝礼金を含む）
- (3) 管理費（事務所借上料等団体の運営、管理に係る経費）
- (4) 食料費（ボランティア活動で提供する食事の原材料費を除く）
- (5) 研修費（団体や所属するメンバーが参加する研修会等に係る経費）
- (6) 負担金（関係団体や上部組織に対する会費など）

6 対象期間

この事業の対象期間は、平成22年4月～平成23年3月までとする。

7 助成団体数及び助成金額

この事業の助成団体数及び助成金額は次のとおりとする。

- (1) 助成団体数は、広く本道のボランティア活動の振興を図るため、地域ごとに別に定める。
- (2) 助成金額は、申請額の範囲内で理事長が認めた額とし、上限を5万円とする。

8 助成金の申請

助成金を受けようとする団体は、別記助成金申請書（別記様式1）により、（財）北海道地域活動振興協会（以下、「協会」という）に申請する。なお、申請は当該年度に1団体1回とし、平成22年度ボランティア活動支援事業開始日以降の消印のあるものを有効とする。

9 助成金の交付決定

申請書の内容を審査し、その事業が適当であると理事長が認めたときは、申請団体に対し別記助成金決定通知書（別記様式2）により通知し、プライバシーに係るものを除いて、協会のホームページで公開する。

なお、審査にあたっては、市町村間の申請団体数や事業内容に著しい偏りがないよう考慮するほか、申請団体の所在する市町村が、協会の賛助会員であるか否かを選考基準にする場合がある。

10 事業実施報告書等の提出

助成を受けた団体は、事業終了後2ヶ月以内又は平成23年4月8日までのいずれか早い時期に、次に掲げる書類を協会へ提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書（別記様式3）
- (2) ボランティア活動状況の写真（別記様式4）又は動画
なお、写真は3枚以上とし、原則として協会ホームページへに掲載するので、掲載不可の場合は、その旨表示のこと。

11 助成金の返還等

次の各号の一に該当すると判断した場合は、交付した助成金の一部又は全部を返還させる。

- (1) 虚偽の申請、その他不正な手段により交付を受けたとき
- (2) その他交付の目的に著しく反する行為が認められたとき
- (3) やむを得ない事情により、申請事業が実施できなくなったとき
- (4) 事業終了時において、助成対象経費の総額が交付決定額に満たない場合

2 第1項(1)(2)の規定により、助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額につき年10.95%の割合で計算した違約加算金を協会に納付しなければならない。

3 第1項の規定により助成金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95%の割合で計算した違約延滞金を協会に納付しなければならない。

12 その他

助成を受けた団体は、帳簿及び領収書等の証拠書類を備え整理し、事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

また、協会がこれらの帳簿及び領収書等の証拠書類の提出を求めた場合は、これに協力しなければならない。

附 則

この実施要綱は平成22年4月1日から施行する。